令 和 6 年 12 月 2 日

常陸大宮市総務部財政課

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の一部改正について（通知）

本市におけるダンピング対策については、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入を行っているところですが、建設労働者の適正な賃金及び労働環境等をより一層確保し、市内建設業者の健全な育成を図ることを目的に、下記のとおり一部改正いたします。

１．制度の概要（今回変更なし）

最低制限価格制度	「最低制限価格」を設定し、それを下回る入札者を即失格とする。
低入札価格調査制度	「調査基準価格」を設定し、それを下回る入札者に聞き取り等の調査を実施し、落札者とするか否かを判定する。

２．対象工事（今回変更なし）

最低制限価格制度	設計金額 130 万円を超え 1 億円未満の建設工事
低入札価格調査制度	設計金額 1 億円以上及び総合評価落札方式を適用した建設工事

３．最低制限価格及び調査基準価格の設定

改　正　前

【設定範囲】予定価格の 7.5/10～9.2/10

（下記以外の工事）　例　道路改良工事，上・下水道，下水道（電気・機械）設備　等

① 直接工事費×0.97
② 共通仮設費×0.9
③ 現場管理費×0.9
④ 一般管理費×0.55

①～④の合計額×1.10

（建築工事）例　建築主体，建築（電気・機械）設備，外構，塗装，防水，解体　等

① 直接工事費×0.9×0.97
② 共通仮設費×0.9
③（現場管理費＋直接工事費×0.1）×0. 9
④ 一般管理費×0.55

①～④の合計額×1.10

（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事）

① 直接工事費×0.8×0.97
② 共通仮設費×0.9
③（現場管理費＋直接工事費×0.2）×0. 9
④ 一般管理費×0.55

①～④の合計額×1.10

改　正　後
【設定範囲】予定価格の 7.5/10～9.2/10 （下記以外の工事）　例　道路改良工事，上・下水道，下水道（電気・機械）設備　等 ①　直接工事費×0.97 ②　共通仮設費×0.9 ③　現場管理費×0.9 ④　一般管理費×0.68 }　①～④の合計額×1.10 （建築工事）例　建築主体，建築（電気・機械）設備，外構，塗装，防水，解体　等 ①　直接工事費×0.9×0.97 ②　共通仮設費×0.9 ③（現場管理費＋直接工事費×0.1）×0.　9 ④　一般管理費×0.68 }　①～④の合計額×1.10 （昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事） ①　直接工事費×0.8×0.97 ②　共通仮設費×0.9 ③（現場管理費＋直接工事費×0.2）×0.　9 ④　一般管理費×0.68 }　①～④の合計額×1.10

４．数値的判断基準の設定（低入札価格調査制度のみ）（今回変更なし）

（機械・電気・電通工事以外）	（機械・電気・電通工事）
①　直接工事費×0.9	①　直接工事費×0.75
②　共通仮設費×0.8	②　共通仮設費×0.8
③　現場管理費×0.8	③　現場管理費×0.8
④　一般管理費×0.3	④　一般管理費×0.3

５．その他

本改正は、「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算出方法を見直すものであり、両制度の対象工事については、変更ありません。

６．適　用

令和７年１月１日以降の起工決議に係る工事に適用する。